

平成 30 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告
(平成 31 年 3 月 29 日付け浜田市監査委員告示第 5 号)
に基づいて浜田市長等が講じた措置の公表

浜 田 市 監 査 委 員

財政援助団体等の監査の結果に基づく改善等の措置について

第8 監査意見

1 一般社団法人 奥島根弥栄

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 決算書類について</p> <p>団体が作成する決算関係書類等で補助金事業については、その事業ごとに管理することにより、実績報告等の書類作成が煩雑にならずに済み、補助事業の効果の検証も容易になると思われるため、預金通帳等を分けて管理するなど検討されたい。</p>	<p>団体) 補助事業の支出について補助事業別の預金通帳により管理し、事業ごとの支出状況が明確になるようにする。</p> <p>市) 事業ごとに管理するよう指導する。</p>
<p>2 補助金交付手続きについて</p> <p>補助金交付の処理手続きの中で、次のとおり不備が認められた。</p> <p>浜田市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第13条第1項に補助事業の完了前交付について規定しており、その交付方法については、浜田市補助金等交付規則運用基準（以下「運用基準」という。）第7に規定してある。今回確認した補助金は、起案では平成29年7月に交付するとしてあり、事前に財政課長協議が必要であることを規定した運用基準第7第4項に該当するが、所管課の補助金等交付決定の起案文書には財政課の合議がなく、財政課長と協議せずに補助事業完了前交付を決定している。</p> <p>補助金等交付決定通知書で平成29年7月交付として団体に通知しているにもかかわらず、実際に交付したのは平成30年4月であり、交付決定通知書のとおり履行していない。規則第13条第2項に補助事業者の交付請求について規定しており、団体から請求書が出ないのであれば所管課は請求書の提出について指導する必要がある。</p> <p>規則第7条には交付決定通知について規定しており、また、規則第9条には決定内容の変更等について規定してある。規則第9条の規定は補助団体からの変更に基づいた規定ではあるものの、所管課が何らかの事情により補助金等交付決定通知書で通知したとおりに補助金交付が</p>	<p>市) 補助金の交付については、浜田市補助金等交付規則及び浜田市補助金等交付規則運用基準に基づき、適切な事務処理のもと、交付する。</p>

<p>履行できないのであれば、交付決定の変更理由を付し、速やかに団体に通知する必要があると考えられる。しかし、所管課は変更決定通知をしていない。</p> <p>以上のことから、所管課は規則及び運用基準どおり事務処理を適正に行われたい。</p>	
<p>3 補助金交付に係る指導監督について</p> <p>情報発信ツールとしてのホームページが更新されないままであり、補助金を充てて作成しているため、効果の検証及び更新についての指導を担当課は行う必要がある。</p> <p>補助事業名に情報発信事業補助金としているのであり、顧客へのサービス向上、ブランド米奥島根のアピールのためにもホームページの更新を行い、情報を発信し続けるべきであり、また、担当課も補助金効果検証のためにも、指導、助言をするよう強く望むものである。</p>	<p>市) ホームページの定期的な更新を行い、情報発信に努めるよう指導する。</p>